

「学級編制の基準」について

I 国の学級編制基準(抜粋)

1

- 1 同学年の児童・生徒で編制する通常学級
 - (1) 小学校第1学年 35人
 - (2) 小学校第2・3・4・5・6学年 40人
 - (3) 中学校第1・2・3学年 40人

- 2 二の学年児童・生徒で編制する学級(複式学級)
 - (1) 小学校第1学年を含む場合 8人
 - その他 16人
 - (2) 中学校 全学年 8人

- 3 飛び複式学級
 - (1) 小学校第1学年を含むいずれの学年も 4人
 - その他もいずれの学年も 8人
 - (2) 中学校 いずれの学年も 4人

Ⅱ 長野県の市町村立小・中学校 学級編制基準(抜粋)

1 同学年の児童・生徒で編制する通常学級

(1) 小学校第1・2・3・4・5・6学年 35人

(2) 中学校第1・2・3学年 35人

2 二の学年児童・生徒で編制する学級(複式学級)

(1) 小学校 全学年 8人

(2) 中学校 全学年 8人

3 飛び複式学級

(1) 小学校 いずれの学年も 4人

(2) 中学校 いずれの学年も 4人

Ⅲ 教員配当基準

(H9.4.1 県が基準を定める)
 (小学校の学級数は40人基準)
 (中学校の学級数は実学級数)

< 小学校教員配当基準 >

学級数	校長	教頭	担任	専科	合計
1	1	1	1		3
2	1	1	2		4
3	1	1	3		5
4	1	1	4		6
5	1	1	5		7
6	1	1	6	1	9
7	1	1	7	1	10
8	1	1	8	1	11
9	1	1	9	1	12
10	1	1	10	1	13
11	1	1	11	1	14
12	1	1	12	1	15
13	1	1	13	1	16
14	1	1	14	2	18
15	1	1	15	2	19
16	1	1	16	2	20
17	1	1	17	2	21
18	1	1	18	2	22
19	1	1	19	2	23
20	1	1	20	2	24
21	1	1	21	2	25
22	1	1	22	2	26
23	1	1	23	2	27
24	1	1	24	2	28
25	1	1	25	2	29
26	1	1	26	3	31
27	1	1	27	3	32
28	1	1	28	3	33
29	1	1	29	3	34
30	1	1	30	3	35
31	1	1	31	3	36
32	1	1	32	3	37
33	1	1	33	4	39
34	1	1	34	4	40
35	1	1	35	4	41
36	1	1	36	4	42
37	1	1	37	4	43
38	1	1	38	4	44
39	1	1	39	4	45
40	1	1	40	4	46

< 中学校教員配当基準 >

学級数	校長	教頭	担任	専科	生指	合計
1	1	1	1			3
2	1	1	2	2		6
3	1	1	3	4		9
4	1	1	4	3		9
5	1	1	5	3		10
6	1	1	6	3		11
7	1	1	7	4		13
8	1	1	8	5		15
9	1	1	9	5		16
10	1	1	10	6		18
11	1	1	11	6		19
12	1	1	12	6		20
13	1	1	13	6		21
14	1	1	14	7		23
15	1	1	15	7		24
16	1	1	16	7	1	26
17	1	1	17	8	1	28
18	1	1	18	9	1	30
19	1	1	19	10	1	32
20	1	1	20	10	1	33
21	1	1	21	10	1	34
22	1	1	22	11	1	36
23	1	1	23	11	1	37
24	1	1	24	11	1	38
25	1	1	25	12	1	40
26	1	1	26	13	1	42
27	1	1	27	13	1	43
28	1	1	28	13	1	44
29	1	1	29	14	1	46
30	1	1	30	14	1	47
31	1	1	31	15	1	49
32	1	1	32	16	1	51
33	1	1	33	16	1	52
34	1	1	34	17	1	54
35	1	1	35	17	1	55
36	1	1	36	17	1	56
37	1	1	37	17	1	57
38	1	1	38	18	1	59
39	1	1	39	18	1	60
40	1	1	40	18	1	61

IV 学級数と教職員配置例

1 児童数により国基準学級数と県基準学級数が異なった場合（小学校）

	校長	教頭	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級	特別支援学級	専科	養護教諭	事務職員	30人規模学級担任	少人数学習	学習習慣形成支援	特別支援教育支援員	学校司書	庁務		
児童数			64	63	65	75	65	83	6	8											429
国基準学級数			2	2	2	2	2	3	1	1											15
県基準学級数			2	2	2	3	2	3	1	1											16
配置教員数	1	1	2	2	2	2	2	3	1	1	2	1	1								21
県費加配教員														1	1 非常勤	2 非常勤					4
市費加配教職員																	2 非常勤	1 非常勤	1		4
教職員合計数																					29

※ 4年生が75名なので 県基準では $75 \div 35 = 2.1428 \dots \rightarrow 3$ 学級 ですが、
 国基準では $75 \div 40 = 1.875 \rightarrow 2$ 学級 となるので、県に 30人規模学級担任として配置をお願いすることになります。

2 飛び複式学級編制、複式学級編制が生じた場合(小学校)

	校長	教頭	1年	2年	3年	4年	5年	6年	専科	県費複式解消担任	養護教諭	事務職員	市費飛び複式解消担任	市費専科	学校司書	庁務	
児童数			2	0	3	5	10	9									29
国基準学級数			1	0	0	1	0	1									3
県基準学級数			1	0	0	1	0	1									3
配置教員数	1	1	1	0	0	1	0	1			1	1					7
県費加配教員										1							1
市費加配教職員													1	1	1 非常勤	1	4
教職員合計数																	12

※ 1年と3年 飛び複式学級。(国基準、県基準では飛び複式学級編制となります。)
 4年と5年 複式学級。(国基準では、複式学級編制となります。県基準で複式学級を解消することが可能となるかと考えます。)

3 生徒数により国基準学級数と実学級数(県基準)が異なった場合(中学校)

	校長	教頭	1年	2年	3年	特別支援学級	特別支援学級	特別支援学級	専科	生徒指導	養護教諭	事務職員	不適応支援	問題行動支援	日本語指導	長期研修代替	市費事務職員	特別支援教育支援員	学校司書	庁務	
生徒数			209	185	169	2	8	7													580
国基準学級数			6	5	5	1	1	1													19
県実学級数			6	6	5	1	1	1													20
配置教員数	1	1	6	6	5	1	1	1	10	1	1	1									35
県費加配教員													1	1	1	1					4
市費加配教職員																	1	1 非常勤	1 非常勤	1	4
教職員合計数																					43

※ 2年生が185名なので、国基準では $185 \div 40 = 4.625$ → 5学級 なのですが
 県基準では $185 \div 35 = 5.285 \dots$ → 6学級 となり、 合計実学級数(県基準)は20学級になります。

4 学級数により教科担任が配置されないことが起こる場合(中学校)

	校長	教頭	1年	2年	3年	特別支援学級	専科	生徒指導	養護教諭	事務職員	栄養教諭・職員	県費複数校兼務教員	調理職員	学校司書	庁務	
生徒数			14	9	16	5										44
国基準学級数			1	1	1	1										4
県実学級数			1	1	1	1										4
配置教員数	1	1	1	1	1	1	3		1	1	1					12
県費加配教員												(2) 美術 技術				0 (2)
市費加配職員													2	(1) 小学校と兼務非常勤	1	3 (1)
教職員合計数																15 (3)

※ このような中学校があった場合、例えば、美術科と技術科の教員が配置されなかったとします。

そこで、美術科は、別のA中学校を本務校として、B中学校とこの中学校の3校兼務教員(非常勤)を
技術科は、別のD中学校を本務校として、この中学校の2校兼務教員(非常勤)の
県教委にお願いすることにより教科担任の不在を補うことを考えることとなります。

計2名の複数校兼務教員を